

**令和5年度宮城地方最低賃金審議会  
第1回宮城県最低賃金専門部会議事要旨**

開催日時	令和5年 7月31日(月) 午後 3時30分 ～ 午後 5時30分		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長及び部会長代理の選出について</li> <li>(2) 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程について</li> <li>(3) 宮城県最低賃金専門部会の公開について</li> <li>(4) 賃金改定状況調査結果等について</li> <li>(5) 宮城県最低賃金改定審議資料について</li> <li>(6) 令和5年度賃金実態調査結果報告について</li> <li>(7) 宮城県最低賃金の金額改定に係る審議について</li> <li>(8) その他</li> </ul>		
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に熊谷委員、部会長代理に柳井委員が選出された。</li> <li>(2) 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程について 案のとおりとし、施行日は本年7月31日とすることとされた。</li> <li>(3) 宮城県最低賃金専門部会の公開について 第1回は公労使3者が揃って審議を行う部分は公開とし、金額審議を行う部分は非公開とすること、第2回以降の専門部会は主に金額審議を行うことから非公開とすることとされた。 議事録については、当面、議事を公開する部分は議事録を作成して公開し、議事が非公開の部分は議事録に代えて、議事要旨を作成して公開することとされた。 会議資料については、各種団体のHP等から、公表されたデータを元に作成していることから、原則公開して差し支えないものとされた。</li> </ul>		

(4) 賃金改定状況調査結果等について

事務局より、「第2回 目安に関する小委員会」における配付資料について説明を行った。

(5) 宮城県最低賃金改定審議資料説明

事務局より、資料を基に説明を行った。

(6) 令和4年度賃金実態調査結果説明

事務局より、資料を基に説明を行った。

(7) 宮城県最低賃金の金額改定に係る審議

○ 労働者側より、

- ・ 最賃額が低すぎてセーフティネットとして機能していないこと
- ・ 個人消費の拡大が社会経済の発展にとって重要だが、そのためには将来への不安の払拭が必要で、そのため最賃の引き上げが必要であること
- ・ リビングウェイジでは宮城は1,020円が下限とされており、現行最賃883円と137円の開きがあること
- ・ その差を団塊の世代が後期高齢者となる2025年までの3年間で埋めるとすると1年あたり46円的最賃引き上げが必要であること
- ・ 東北地域の中での優位性を保つために2円を上乗せして48円引き上げ(目安プラス8円)、931円と金額提示することとの主張があった。

○ 使用者側より、

- ・ 日銀短観の業況判断は改善しているが、依然としてマイナス圏であること
- ・ 宮城県中小企業団体中央会が県内の中小企業に確認した6月の景況も「悪化」が増加しており、燃料や電気料金、資材の高騰を価格に反映できていない状況があること
- ・ ゼロゼロ融資の返済がこの夏から本格化し、物価高騰、人件費上昇などで体力を減らしている中小企業にとってさらなる負担となる点も考慮する必要があること
- ・ 倒産が増加傾向にあり、その中でも経済活動の本格化に伴い「人手不足倒産」が増加基調となっていること
- ・ 以上の状況を踏まえ、最賃法9条に基づく三要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」第4表③のBランクの賃金上昇率2.4%を基本とした金額21円の引き上げ(目安マイナス19円)、904円と金額提示すること

との主張があった。

(8) その他

事務局より次回以降の日程等について説明を行った。